

希望の党「第8章(地方自治)改正案」の提案理由

希望の党案

第8章 地方自治

第92条 地方自治は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、住民の意思に基づき、地方自治体によつて自主的かつ自立的に行われなければならない。

- ② 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。
- ③ 国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な統治事務はできる限り基礎地方自治体にゆだね、基礎地方自治体で行うことが困難な統治事務は広域地方自治体が行うことを基本とする。
- ④ 地方自治体の組織及び運営に関する事項について法律で定めるときは、前三項に定める地方自治の基本原則（以下「地方自治の基本原則」という。）に基づいて、その準則を定めるものとする。

第93条 地方自治体には、その地方自治体の立法機関として議会を、執行機関として長その他の行政組織を設置する。議会は、その地方自治体の統治事務に関し条例を制定するとともに、長その他の行政組織による行政の執行を監視する。

- ② 地方自治体の議会の議員は、その地方自治体の住民である国民が、直接これを選挙する。

第94条 地方自治体は、地方自治の基本原則に基づき、条例で定めるところにより課税することができるほか、その権能の範囲内で自由に使用することのできるその他の固有の財源を有するものとする。

- ② 前項の財源だけでは地方自治体間の行政の最低限度の公平性を確保することができないときは、国は、地方自治体の自立性に配慮しつつ、必要な財政上の措置を講ずる。
- ③ 第83条第2項の規定は、地方自治体の財政について準用する。

第95条 地方自治体の住民は、条例の制定及び改廃その他の請求、住民監査請求及びこれに係る住民訴訟並びに地方自治体に関する重要事項に係る住民投票の請求をすることができる。

- ② 前項の請求をすることができる者の範囲及び請求の手続については、法律及び条例でこれを定める。
- ③ 一の地方自治体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

※第83条第2項として、次の規定を新設。

- ② 国の財政の健全性は、現在及び将来の国民のために、収支の均衡を基本とし、確保されなければならない。

●現行憲法に対する考え方

- ・ 現行憲法には地方自治の章が設けられてはいるものの、わずか4か条しか規定されておらず、しかも、その規定振りは抽象度が高く、地方自治の理念やその具体的な方向性が明確であるとは言えないものとなっている。
- ・ そもそも、「民主主義の学校」とも称される地方自治は、国民主権国家における民主主義の発展にとって重要な価値を有している。加えて、高度経済成長期を経て、成熟期を迎えている日本社会においては、多様な価値観や個性に根差した豊かさの実現こそが求められる。このような観点からすれば、中央集権的で画一的な社会の在り方から脱し、地方自治を充実強化して、住民自らが地域の暮らしを模索し、かたち作ることのできる社会へ転換していく

ことは、これからの日本社会にとって欠かすことのできない施策になると考える。

- ・ そのような社会への転換には、各地方自治体が地域の実情に応じた諸政策を自主的・自立的に講ずることができる体制を構築することが肝要である。しかし、現在は、地方自治法の規定が詳細に過ぎ、地方自治「管理」法となっていることなど、自治体の自主的・自立的な取組が阻害されている。地方自治に関しては、法律ではその大枠を定めるにとどめ、詳細は各自治体の条例で定める、という構造に変更すべきである。
- ・ 我が党は、以上の施策を確固たるものとするために、その趣旨を憲法上の規範として明確に位置付ける必要があると考える。

●希望の党案の考え方

- ・ 本改正案では、まず、現行憲法では内容が不明確な「地方自治の本旨」について明確化・具体化を図り、①住民自治・団体自治、②二層制を基本とすること、③補完性の原則の3点を憲法上の「地方自治の基本原則」として明確に位置付けた【92条1～3項】。その際、地方自治体が国と対等の立場であることを踏まえ、自治体の事務を「統治事務」として位置付け直した。その上で、補完性の原則により国と地方の役割分担が憲法規範化されることに伴い、地方自治に関する法律は準則(大枠)のみを定めることとして【92条4項】、国家としての統一性は確保しつつ国による関与の度合いを低減させている。
- ・ その上で、地方自治体の組織の在り方について、柔軟性を持たせ、各自治体の判断でその在り方を設計できるようにした。すなわち、首長と議員の双方が直接に公選される現在の二元代表制に限らず、首長が直接に公選されない議院内閣制やシティ・マネージャー制といった多彩な制度の中から各自治体の判断で採用できるようにしている【93条2項】。
- ・ 併せて、地方議会を立法機関として位置付け、地方自治体の統治事務に関する条例の制定権及び執行機関に対する監視機能を有する組織であることを明記した【93条1項】。
- ・ また、各地方自治体が地域の実情に応じた条例を制定する上での足かせとなっている「法律の範囲内」の制約を取り払い、上記のように法律では準則(大枠)を定めることとし、条例制定権の範囲を現在より拡大することとした【92条4項、93条1項】。
- ・ さらに、地方自治体の自主的・自立的な運営には財政基盤の確立が不可欠であることから、自治体が課税自主権を有することを特記した上で、地方債を含めた固有の財源を有する団体であることも明記した【94条1項】。国による財政調整規定を設け、自治体間の最低限度の公平性を担保した【94条2項】。
- ・ このほか、住民の直接参加(条例の制定改廃請求、住民監査請求、住民投票請求など)について、住民自治の重要な要素であることに鑑み、住民の権利として憲法に明記した【95条1項】。請求権者の範囲については、法律及び条例で定めることとし、柔軟性を持たせている【95条2項】。なお、外国人の地方参政権については、地方自治体の権限が拡大することを踏まえ、これを認めていない【93条2項】。
- ・ この改正により、「経済的な自立」を伴った地方自治体の「政策的な自立」が憲法上の要請として確立されることとなり、各地域の実情に適した組織で構成される自治体が、各地域の住民の民意を反映し、それぞれの実情に応じた政策を自主的・自立的に講ずることができるようになる。これは、我が国の地方自治制度の飛躍的な発展に貢献することにとどまらず、地域の実情に即した適時・適切な措置を自ら講ずるといった住民意識が高められることにより、成熟社会における我が国の民主主義の質的な向上にも資することになると考える。